

一般財団法人 福島県建築安全機構 構造計算適合性判定業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）は、一般財団法人福島県建築安全機構（以下「機構」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関として行う、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第1項及び法第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務の実施について、法第77条の35の12の規定により必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この業務規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築確認等 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条第1号に規定する建築確認等をいう。
- 二 特定構造計算基準 法第20条第1項第2号若しくは第3号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）
- 三 特定増改築構造計算基準 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物について法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。）
- 四 建築主等 建築主及びその代理人
- 五 判定員 法第77条の35の9に規定する構造計算適合性判定員をいう。
- 六 認定プログラム 法第20条第2号イ及び第3号イの規定による国土交通大臣の認定を受けたプログラムをいう。
- 七 認定プログラムを使用した判定 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3の規定に基づき提出されたファイル、磁気ディスク等に記録された事項を認定プログラムに入力することによる判定をいう。
- 八 代表者 代表権を有する役員をいう。
- 九 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。

- 十 親族 配偶者並びに一親等以内の血族及び姻族をいう。
- 十一 制限業種 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地（以下「建築物等」という。）に係るもの（国、都道府県又は市町村の建築物等並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物等に係るものを除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物等に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
- 十二 電磁的記録 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。）第 3 条第 7 号に規定する電磁的記録をいう。

（基本方針）

第 3 条 判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）並びに法第 7 7 条の 3 5 の 8 に規定する委任都道府県知事（以下「福島県知事」という。）が定める基準によるほか、この業務規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

（判定の業務を行う時間及び休日）

第 4 条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- 三 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
- 四 前各号に掲げるほか機構が定める日

3 判定の業務を行う時間及び休日は、次に掲げる場合においては、前 2 項の規定によらないことができる。

- 一 第 1 2 条第 4 項の説明を受ける場合その他判定に係る審査（以下「審査」という。）を行う場合
- 二 緊急を要する場合その他正当な事由がある場合

（事務所の所在地）

第 5 条 事務所の所在地は、福島県福島市五月町 4 番 2 5 号とする。

2 非常時の場合、前項の規定によらないことができる。

（判定の業務を行う区域）

第 6 条 判定の業務を行う区域は、福島県（以下「県」という。）の全域とする

(判定の業務の範囲)

第7条 機構は、別表第1に定めるとおり、福島県知事から委任された業務範囲に係る判定の業務を行うものとする。

2 機構は、次の第一号から第四号までに掲げる者が建築主である建築物、第一号から第六号に掲げる者が第2条第十一号イからハまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定の業務を行わないものとする。

一 機構の代表者又は第28条第1項の担当役員

二 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

三 第一号に掲げる者の親族

四 第三号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）

五 第一号又は第三号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

3 機構は、法第77条の35の4第6号に定める指定確認検査機関のほか、次のいずれかに該当する指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定を行わないものとする。

一 機構の代表者又は担当役員が所属する指定確認検査機関（過去2年間に所属していた指定確認検査機関を含む。）

二 機構の代表者又は担当役員の親族が役員である指定確認検査機関（過去2年間に役員であった指定確認検査機関を含む。）

三 機構の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関

四 機構の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が評議員の過半を占める一般財団法人である指定確認検査機関

五 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）が機構に所属する場合にあっては、当該指定確認検査機関

六 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）の親族が機構の役員である場合にあっては、当該指定確認検査機関

七 指定確認検査機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が機構の評議員の過半を占める場合にあっては、当該指定確認検査機関

4 前2項の場合に該当するかどうかの確認は、担当役員が該当者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。

5 別表1に定める判定の業務の範囲並びに第3項の指定確認検査機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

第2章 判定の業務の実施方法

(判定の業務実施の基本方針)

第8条 代表者は、毎年度、判定の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定、これを社内で共有する方法等に関する方針を定め、職員に周知する。

2 代表者は、判定の業務量見込みに応じて、この業務規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「構造計算適合性判定業務管理規則」という。）を定め、職員に周知し、実施させる。

(判定の業務の処理期間)

第9条 機構は、申請に係る建築物の規模や用途に応じた標準的な判定の業務の処理期間を定め、判定を申請しようとする建築主等に提示する。

(判定の申請)

第10条 判定を申請しようとする建築主等は、機構に対し、施行規則第3条の7に規定する申請書又は通知書の正本1通及び副本1通並びにこれらに添えた図書及び書類（以下「判定申請図書等」という。）を提出するものとする。

2 判定申請図書等の提出（施行規則第3条の7第1項第1号ロ（2）ただし書きに定める提出に限る。）については、予め建築主等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と建築主等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は電磁的記録媒体の提出によることができる。

(判定の受付、契約)

第11条 機構は、前条の規定による判定申請図書等の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を確認し、これを受け付ける。

一 判定の求めに係る建築物が、第7条に定める判定の業務の範囲に該当するものであること。

二 前条第1項に掲げる判定申請図書等が提出されていること。

三 判定申請図書等の内容が、法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針（以下「指針告示」という。）第2第2項各号によるものであること。

四 申請に係る判定申請図書等の内容に明らかな瑕疵がないこと。

2 機構は、前項の規定による確認により同項各号に該当しないと認める場合は、建築主等にその補正を求め、補正の余地のないときは受け付けできない理由を説明し、判定の申請を受け付けない。

3 機構は、第1項の規定による受付をしたときは、建築主等に「構造計算適合性判定受付書（別記第3号様式）」を交付するものとする。この場合において、建築主等と機構は、別に定める一般財団法人福島県建築安全機構構造計算適合性判定業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。なお、建築計算適合判定

申請書（施行規則別記第十八号の二様式）又は計画通知書（第四十二号の十二の二様式）第一面に受付印を押印し、その写しをもって、構造計算適合性判定受付書に代えることができる。

- 4 建築主等が、正当な理由なく、受付書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、機構は第1項の受付を取り消すことができる。
- 5 機構は、前4項の規定に関わらず、判定の業務の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に判定を実施することが困難な場合には、判定の業務を受け付けない。
- 6 第3項の業務約款には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 建築主等は、機構の請求があるときは、機構の判定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に機構に提供しなければならない旨の規定。
 - 二 建築主等は、申請に係る計画に関し機構がなした特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定。
 - 三 判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 判定手数料の額の決定に関すること。
 - ロ 判定手数料の支払期日に関すること。
 - 四 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 適合判定通知書又は適合しない旨の通知書（第15条第1項の通知書をいう。以下この項において「適合判定通知書等」という。）を交付する期日（以下「業務期日」という。）に関すること。
 - ロ 機構は、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに判定結果通知書を交付することができない場合は、建築主等に対してその理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること。
 - 五 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 建築主等は、適合判定通知書等が交付されるまでの間に、機構に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合において、機構は、既に支払われた判定手数料を返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ロ 建築主等は、機構がその責に帰すべき事由により業務期日までに適合判定通知書等の交付をしないとき、その他機構の責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でないと認められるときは、当該契約を解除することができること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - 六 機構が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 建築主等は、適合判定通知書等の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、機構に対して、再判定の実施及び損害賠償を請求することができること。ただし、その誤りが、機構の責に帰することができない事由に基づくものであることを機構が証明したときは、この限りでないこと。

ロ イの請求の期限に関すること。

(判定の実施方法)

第12条 機構は、前条第1項の規定による受付をしたときは、速やかに、判定員に判定を実施させるものとする。

2 判定員は、原則として2人以上で判定に係る審査（以下「審査」という。）を行うものとする。ただし、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）」（平成19年12月17日付国住指第3425号。以下「技術的助言」という。）第1に該当する建築物については1人審査とすることができるものとする。

3 判定員は、指針告示第2に定める構造計算適合性判定に関する指針に従って、審査を行うものとする。なお、判定員は、審査の経過及び結果を記載し、かつ指針告示に従って判定を行ったことを証する書類として「判定チェックリスト（別記様式5号）」を、また、その他判定における所見を記載した書類として、「判定の所見等（別記様式6号）」を作成する。

4 機構は、審査の実施に当たって必要があると認めるときは、建築主等に対して構造計算に関する説明又は資料を直接求めることができる。この場合において、判定員は建築主等との応答記録等を保存するものとする。

5 機構は、審査において、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、指針告示第2第4項第5号の規定に基づき、建築主等に対して、その旨及びその理由を「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（施行規則別記第十八号の十一様式又は第四十二号の十二の十一様式）」により、通知することとする。

6 前項の場合において判定申請図書等の補正がなされ、又は判定申請図書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出がなされたときは、指針告示第2第4項第5号の規定に基づき、これらの図書及び書類を判定申請図書等の一部として審査することとする。

7 前2項の場合において、第5項の通知書が建築主等に到達した日から機構に前項の補正された判定申請図書等又は追加説明書が機構に到達した日までの期間は、第15条第1項の期間及び第16条第1項の延長する期間に含めないものとする。

8 機構は、施行規則第3条の10の規定により読み替えて適用される施行規則第3条の8及び指針告示第2第3項第3号の規定に基づき、確認検査において留意すべき事項がある場合には、当該事項の内容を建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）又は指定確認検査機関に通知する。

確認が未申請の場合において、留意すべき事項に対する建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなければ、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、第5項により適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を建築主等に対して交付する。一方、建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなくとも特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができる場合は、第15条により適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を建築主等に対して交付した上で、申請者か

ら申請をした旨の届け出を受理次第すみやかに留意すべき事項の内容を建築主事等又は指定確認検査機関に通知する。

また、建築主事等又は指定確認検査機関から、施行規則第1条の4及び指針告示第1第4項第3号ロ(1)の規程に基づき、適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付する前に、判定において留意すべき事項の通知を受けた場合には、機構は、指針告示第2第3項第3号の規定に基づき、当該通知の内容を確かめ審査を行い、求められた留意事項に対する回答を当該建築主事等又は指定確認検査機関に通知することとする。

- 9 判定の業務に従事する職員で判定員以外の者は、判定員の指示に従い、判定の申請の受付その他判定の業務に係る補助的な業務を行う。
- 10 機構は、指針告示第2第4項第6号の規定により、判定を行っている期間中に、建築主等から判定の申請に係る建築物の計画を変更しようとするときは、その判定に係る判定申請図書等の差替え又は訂正は認めないものとする。

(国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法)

第13条 法第20条第二号イの規定に基づき令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針告示別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(に)欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。

(認定プログラムによる場合の判定の審査方法)

第14条 法第20条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、電磁的記録媒体の提出があったときは、指針告示別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

- 一 判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が認定プログラムの使用条件に適合することを確認すること。
- 二 判定に係る建築物の設計者が用いた認定プログラムと同一のものを用いて、電磁的記録媒体に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確認すること。
- 三 提出を受けた構造計算書に認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあつては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確認すること。

- 2 前項第二号において、機構が行う構造計算は、機構が保有又はリース契約する認定プログラムで行う。

(適合判定通知書・適合しない旨の通知書の交付)

第15条 機構は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の

3 第4項又は法第18条第8項の規定により、当該判定申請を受け付けた日から14日以内に、特定構造計算基準等に適合する場合は、「適合判定通知書（施行規則別記第十八号の八様式又は第四十二号の十二の八様式）」を適合しない場合は、「適合しない旨の通知書（施行規則別記第十八号の九又は第四十二の十二の九様式）」を建築主等に交付するものとする。この場合において、判定申請を受け付けた日とは、第11条第1項の規定により機構が受け付ける判定申請図書等（第11条第2項の規定により機構が建築主等に補正を求めた場合は、当該補正後のもの）が機構に到達しその内容を確認した日とする。

2 前項の規定による交付は、判定申請図書等の副本を添えて行う。

3 機構は、適合判定通知書を交付した後に、指針告示第2第4項第7号に基づき、建築主事等又は指定確認検査機関から判定の結果等について照会があった場合は、当該建築主事等又は指定確認検査機関に対して、当該照会に対する回答その他必要な措置を講じるものとする。

（判定期間の延長）

第16条 機構は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第5項又は第18条第9項の規定により、法第20条第2号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定の申請を受けた場合その他施行規則第3条の9第2項又は施行規則第8条の2第2項で定める場合において、前条第1項の期間内に建築主等に同項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。

2 前項の規定により前条第1項の期間を延長する場合は、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した「期間を延長する旨の通知書（施行規則別記第十八号の十様式又は第四十二号の十二の十様式）」を前条第1項の期間内に建築主等に交付するものとする。

（判定の申請の取下げ）

第17条 建築主等は、第15条第1項の通知書の交付前に判定の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した「構造計算適合性判定申請書の取下げ届（別記第9号様式）」を機構に提出するものとする。

2 前項の場合において、機構は、判定の業務を中止し、判定申請書図書等を建築主等に返却するものとする。

（判定を受けた計画の変更の申請）

第18条 建築主等の都合により当該判定を受けた建築物等の計画が変更され、機構に当該計画変更の判定の申請がなされた場合の判定の業務の実施方法は第10条から前条までの規程を準用する。判定の申請にあたり建築主等は、「計画変更構造計算適合性判定申請書（施行規則別記第十八号の三様式）」又は計画変更通知書（第四十二号の十二の三様式）」を機構に提出する。

第3章 判定手数料等

(判定手数料の収納)

第19条 建築主等は、一の建築物ごとに別に定める判定手数料を銀行振込みにより納入するものとする。ただし、令第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む）は、それぞれ一の建築物とみなす。

- 2 前項の納入する費用は、建築主等の負担とする。
- 3 建築主等は、別途協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。
- 4 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、遅くとも増額又は減額を行う1月前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

(判定手数料の返還)

第20条 機構が収納した判定手数料は、返還しない。ただし、機構の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

第4章 判定員等

(判定員の選任)

第21条 機構は、判定の業務を実施させるため、法第77条の35の9第2項の規定により、法第77条の66第1項の登録を受けた者のうちから、判定の業務の適確な実施に必要な数以上で、かつ、2人以上の判定員を選任するものとする。

- 2 機構は、前項の規定により判定員を選任したときは、「指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書（機関省令別記第10号の4様式）」を福島県知事に提出するものとする。

(判定員の解任)

第22条 機構は、判定員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その判定員を解任するものとする。

- 一 法第77条の35の9第4項の規定による知事の解任命令があったとき。
- 二 前号のほか、職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 四 その他解任の必要があると認められるとき。

- 2 機構は、前項の規定により判定員を解任したときは、前条第2項の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書を福島県知事に提出するものとする。

(判定員の配置)

第23条 機構は、判定の業務を実施するため判定員を2人以上（判定の業務に週4日従事する者として換算して2人以上）配置する。

2 第1項の判定員の数は、前年度の判定の実績に応じ、機関省令第31条の3の3の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 機構は、判定の申請の件数が一時的に増加すること等の事情により、判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな判定員を選任する等の適切な措置を講じるものとする。

(専門家委員の選任)

第24条 機構は、第29条の規定により意見を聴取するため、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、構造計算に関して専門的な識見を有する者（以下「専門家委員」という。）を選任するものとする。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

二 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

三 地方公共団体が設置する耐震診断等判定委員会その他これに類する委員会の委員であり、又はあった者など、機構の代表者が建築物の構造に関して特に優れた専門的知識及び技術を有する者と認める者

四 機構が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2 機構は、前項の規定により専門家委員を選任したときは、「指定構造計算適合性判定機関専門家委員選任等届出書（別記第10号様式）」に当該専門家委員が構造計算に関して専門的な識見を有することを証する書類を添えて、福島県知事に提出するものとする。

(専門家委員の解任)

第25条 機構は、専門家委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その専門家委員を解任するものとする。

一 職務上の業務違反その他専門家委員としてふさわしくない行為があったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

三 その他解任の必要があると認められるとき。

2 機構は、前項の規定により専門家委員を解任したときは、前条第2項の指定構造計算適合性判定機関専門家委員選任等届出書を福島県知事に提出するものとする。

(秘密保持義務)

第26条 機構の役員及びその職員（専門家委員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第5章 判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置

(構造計算適合性判定評価委員会の設置)

第27条 機構は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第3項又は法第18条第7項の規定により専門家委員の意見を聴くための構造計算適合性判定評価委員会（以下「専門家委員会」という。）を設置する。

(判定の業務の実施体制)

第28条 判定の業務は、他の業務と独立した部署で行い、担当の役員を配置する。

- 2 判定の審査は、判定員が行うほか、必要な場合は専門家委員会その他の適切な体制の下に審査を行うものとする。
- 3 判定の業務の実施に係る最高責任者は代表とし、担当役員が判定の業務に係る責任と権限を持つ。
- 4 機構の役員及び判定の業務に従事する職員（専門家委員を含む。）は、その職務の執行に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 5 担当役員は、判定の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。
- 6 判定員は、次の第一号から第四号までに掲げる者が建築主である建築物、第一号から第五号までに掲げる者が第2条第十一号イからハまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は建築確認等を建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、判定の業務に従事してはならないこととする。
 - 一 当該判定員
 - 二 第一号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - 三 当該判定員の親族
 - 四 第三号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
 - 五 第一号又は第三号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- 7 機構は、機構で実施する認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できる認定プログラムを使用できる環境を整備することとする。

(専門家委員会への意見聴取)

第29条 機構は、構造計算適合性判定を行うに当たって次のいずれかに該当する場合において必要と認めるときは、専門家委員会に意見を聴くものとする。この場合、当該意見に関する記録を機関省令第31条の11第1項に規定する図書及び書類として記録するものとする。

- 一 構造計算について、一般的に用いることが認められている基準とは異なる基準により行われている場合

- 二 極めて高度な知識が要求される場合
 - 三 前各号のほか、機構が判定を行うに当たって必要と認める場合
- 2 機構は、専門家委員会から意見を聴くときは、予め、意見聴取すべき事項及びこれに関する判定員の見解を建築主等に示した上で、当該意見聴取すべき事項に関する見解を建築主等に求めるものとする。この場合の手続きは、第12条第5項に定めるところによる。

(建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

第30条 判定の業務の担当役員は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

(構造計算適合性判定業務管理規則)

第31条 構造計算適合性判定業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- 一 構造計算適合性判定業務実施体制の見直し
- 二 判定の業務に関する書類（判定の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）
- 三 苦情等事務処理
- 四 内部監査
- 五 不適格案件管理
- 六 再発防止措置

(実施体制の見直し)

第32条 代表者は、機構の構造計算適合性判定業務実施体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に構造計算適合性判定業務実施体制の見直しを行う。また、機構及び機構の業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、構造計算適合性判定業務実施体制の見直しを行う。

2 判定の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、構造計算適合性判定業務実施体制を継続的に改善する。

(内部監査)

第33条 代表者は、判定の業務の担当役員以外の役員から監査員を任命し、適正な構造計算適合性判定業務実施体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、監査員に内部監査を実施させる。

2 内部監査においては次に掲げる事項を監査する。

- 一 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
- 二 この業務規程への適合状況

- 三 第7条に規定する判定の業務実施の基本方針への適合状況
 - 四 構造計算適合性判定業務管理体制の状況
 - 五 この業務規程の内容の見直しの必要性
- 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について判定の業務の担当役員に報告するものとする。
 - 4 内部監査の結果、監査員より改善の指摘を受けたときは、次の各号に掲げる措置のうち当該指摘事項の改善のために必要なものを講じるものとする。
 - 一 この業務規程の見直し
 - 二 第22条第1項の解任
 - 三 第23条第2項の措置
 - 四 その他判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するために職員、設備、判定の業務の実施の方法その他の事項に関して必要な措置
 - 5 機構は、前項の措置に関する計画を作成したときは、速やかに福島県知事に報告するものとする。

(技術監視委員会による調査等)

- 第34条 機構は、建築物の構造に関する学識者で委員を構成する技術監視委員会を設置するものとする。
- 2 技術監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 判定員が行った判定の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の判定員の指名
 - 二 技術的検査の方法及び内容等の決定
 - 三 第一号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認
 - 3 前項第一号の規定により技術監視委員会が指名した者は、機構が行った判定の業務に関する技術的検査を行い、その結果を技術監視委員会に報告するものとする。
 - 4 技術監視委員会は、第2項各号に掲げる業務を毎年一回以上行い、当該業務の終了後30日以内に機構に報告しなければならない。
 - 5 機構は、技術監視委員会から受けた報告を速やかに福島県知事に報告しなければならないものとする。
 - 6 機構は、前項の規定による報告において福島県知事より改善の指摘を受けたときは、当該指摘事項の改善のために必要な措置を講じるものとする。

(苦情等の事務処理)

- 第35条 機構は、建築主等から判定の業務について苦情があった場合において、これに適切に対処する。
- 2 機構は、法第94条第1項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
 - 3 機構は、損害賠償請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
 - 4 前3項の苦情、審査請求及び損害賠償請求に対して機構がとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(不適格案件の管理)

第36条 機構は、不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを判定できない案件について、誤って適合判定通知書を交付したものをいう。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。

2 機構は、適合判定通知書を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主、福島県知事及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

3 判定の業務の担当役員は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

第37条 判定業務の担当役員は、不適格案件の発生その他により構造計算適合性判定業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための措置(以下「再発防止措置」という。)をとる。

2 判定業務の担当役員は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。

- 一 不適格案件の内容確認
- 二 不適格案件発生の原因の特定
- 三 不適格案件が再発しないことを確実にするための措置の検討
- 四 必要な措置の決定
- 五 措置内容の記録
- 六 実施した措置の効果の検証

(定期報告)

第38条 機構は、法第77条の35の17第1項の規定に基づき、福島県知事が判定の業務に関する報告を求め、又はその職員の立ち入りによる検査を行う場合は、これに応じなければならない。

第6章 雑則

(帳簿及び図書の保存期間)

第39条 帳簿及び図書の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び図書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第77条の35の14第1項に規定する帳簿 機関省令第31条の14の規定による引継ぎを完了するまで
- 二 第10条第1項の判定申請図書等、第11条第3項の構造計算適合性判定受付書の写し（構造計算適合性判定申請書又は計画通知書第一面に受付印を押印したものの写しをもってこれに代えた場合は除く。）、第12条第3項の「判定チェックリスト（別紙様式第5号）」及び「判定の所見等（別記様式第6号）」、第12条第5項の適合す

るかどうかを決定することができない旨の通知書の写し、第12条第6項の建築主等から提出された補正後の判定申請図書等及び追加説明書、第15条第1項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の写し、第16条第2項の期間を延長する旨の通知書の写し並びに第29条第1項の記録 第15条第1項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の交付を行った日から15年間

(帳簿及び図書の保存及び管理の方法)

第40条 前条各号に掲げる帳簿及び図書(以下「帳簿等」という。)の管理を適確に実施するため、総括責任者及び実施責任者を設置する。

- 2 帳簿等の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、确实、かつ、秘密が漏洩することのない方法で行う。
- 3 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体を保存する方法によることができる。
- 4 前項の規定に基づき帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は電磁的記録媒体のデータを原本として扱うものとする。
- 5 帳簿等の保存満了期日、保存場所、移動経過、廃棄期日等を記載する管理簿を整備する。
- 6 機構の役員及び職員は、機関省令第31条の11第1項に規定する図書及び書類(複写したものを含む。)を執務室等の外に持ち出そうとする(郵送する場合を含む)ときは、これらの図書及び書類の実施管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を総括管理者に報告するものとする。

(経理的基礎の確保)

第41条 機構は、法第77条の35の4第3号に規定する評価額及び法第77条の35の4第4号に規定する経理的な基礎を確保するために、所要の額以上の積立金を特定資産として設けるものとする。

- 2 機構が判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し機構が負うべき民事上の責任の履行に必要な金額を担保するために、次のいずれにも該当する保険契約を締結した場合にあつては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額を、前項の経理的な基礎の要件のうち財産の評価額として必要な額に充当するものとする。

- 一 機構が判定を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの
- 二 構造計算書その他機構が判定の業務を実施するために必要な資料に記載された事項に虚偽又は誤謬があつた場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第42条 機構は、電子情報処理組織による判定の求めの受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めるものとする。

(判定の業務の休廃止の許可の申請)

第43条 機構は、法第77条の35の18第1項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書(機関省令別記第10号の7様式)を福島県知事に提出するものとする。

(判定の業務の引継ぎ)

第44条 機構は、法第77条の35の21第3項に規定する場合には、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 判定の業務を福島県知事に引き継ぐこと。
- 二 第38条各号に規定する帳簿及び図書を福島県知事に引き継ぐこと。
- 三 その他福島県知事が必要と認める事項

2 前項の規定の実施に要する費用は、機構の負担とする。

(書類が円滑に引渡しされるための措置)

第45条 機構は、判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、機関省令第31条の12の規定に基づく申請の提出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 機関省令第31条の14第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認し、保存すること。
- 二 第一号に規定する書類の一覧表を作成し、福島県知事に提出すること。
- 三 第一号に規定する書類の件数及び存否状況並びに保存が完了したことを福島県知事に報告する。なお、紛失があった場合は福島県知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置(建築主からの副本の借り受け及び複写等)を講じること。

2 前項に定めるもののほか、法人は、機関省令第31条の14第1項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

(書類の備置き及び閲覧)

第46条 機構は、法第77条の35の15及び機関省令第31条の11の2に規定する次の各号に掲げる書類を事務所に備置き、判定を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧に供することとする。

- 一 機構の判定に係る業務の実績を記載した書類
- 二 判定員の氏名及び略歴を記載した書類
- 三 判定の業務による損害賠償のための保険契約その他の措置を講じている場合の書類
- 四 定款及び登記事項証明書

五 財産目録、貸借対照表等財務諸表

六 役員及び評議員の氏名及び略歴

(業務区域等の掲示)

第47条 機構は、法第77条の35の13の規定に基づき、業務区域、指定の番号、指定有効期間、法人の名称、代表者氏名、事務所の住所及び電話番号、取り扱う建築物を、事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、ウェブサイトへの掲載により公表を行う。

(附則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

平成23年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成27年6月1日改正

令和2年4月17日改正

令和7年4月1日改正

別表1 判定対象建築物 (第7条関係)

床面積の合計が10,000平方メートル以下のもの
